



令和3年12月28日  
社会福祉課

## 非課税世帯等に対する臨時特別給付金を 支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。

### 1 支給対象者

#### (1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

#### (2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、上記(1)住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

### 2 支給額

1世帯あたり10万円

### 3 申請方法等

(1) 住民税非課税世帯に対しては、1月下旬以降、申請書類等を郵送します。その後、(1) 住民税非課税世帯、(2) 家計急変世帯ともに申請受付を開始し、審査の上、順次支給を行う予定です。

申請場所や申請時期、給付方法などの詳細については、今後、ホームページや広報などでお知らせします。



阿賀野市イメージキャラクター  
「ごずっちょ」

#### 【問い合わせ】

担当：社会福祉課 福祉企画係 柳

電話：0250-62-2510（内線2145）

mail：shakaifukushi@city.agano.niigata.jp